

 JWRC 水道ホットニュース	<p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-8-1 虎ノ門電気ビル 2 F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p>
---	--

英国の新たな私設水道規則（その 2）

— 2009 年私設水道規則 —

「第 3 部 事故時の措置」

14. 情報提供

地方自治体が当該地域の私設水道が人の健康に対して潜在的な危険があると考えられる場合は、水を消費するおそれのある人々を守るために適切な手段を講じなければならない。

- 水道が人の健康に潜在的な危険を持つことを知らせること。
- 可能な場合は、潜在的な危険の度合いを知らせること。
- そのような潜在的な危険を最小化するために助言すること。

15. 調査

地方自治体は、水道が不健全又は指標パラメーターがスケジュール 1 の第 2 部の濃度又は値に適合しないことが疑われる場合にあっては、原因を立証するために調査を実施しなければならない。

16. 調査に続く措置

- 地方自治体が調査を実施し水が不健全である原因を立証すれば、当該規則に従って行動しなければならない。
- 不健全な水の原因が戸建住宅内の配管にある場合は、迅速に関係する人々に知らせるとともに、人の健康を保護するために必要な措置について助言を行わなければならない。
- さもなければ、容易に問題を解決できない場合、地方自治体は、
 - 状態が規則 17(2)を満たしている場合は、申込があり次第、当該規則に従って許可を与えることができる。
 - もし、そのような許可を与えない場合は、1991 年上下水道事業法第 80 条に従い、又は規則 18 における状態を満たしていれば規則 18 に基づき、告知しなければならない（戸建住宅向けの水道の場合は、告知できるものとする）。

(訳注：参考) 1991 年上下水道事業法第 80 条

Remedial powers of local authorities in relation to private supplies

17. 異なる基準の許可

- 如何なる人も、当該規則に基づき、許可の付与を地方自治体に申請することができる。
- 地方自治体は、以下の場合にあっては、当該規則に基づいて異なる基準の許可を与えることができる。
 - 不健全な水の唯一の原因が、スケジュール 1 第 1 部表 2 におけるパラメーター（化学的パラメーター）に適合しないとき。
 - 地方自治体が許可によって影響を受けるであろう全ての水使用者及び当該地域の健康保護担当機関と協議がなされ、彼らの見解が考慮されていること。

- (d) 水の供給が、他の合理的な手法によっては維持できないこと。
- (3) 許可は、必要なパラメーターが基準に適合することを確保するために一定期間にわたって処置を講じることを申請者に求めるとともに、以下の項目について明記しなければならない。
 - (a) 許可が付与される人
 - (b) 供給対象
 - (c) 許可を付与する理由
 - (d) 関係するパラメーター、過去の関連モニタリング結果及び許可に基づく最大許容値
 - (f) 必要に応じモニタリング頻度の増加を伴う、適切なモニタリング計画
 - (g) 作業の予定表及び費用見込み並びに進捗状況のレビューのための規定
 - (h) 許可の期間
- (4) 地方自治体が許可を与え、許可を受けた人が許可で特定された予定表に従って行動する場合、地方自治体は、許可の修正又は廃止をなくして許可で特定された事項に関して上下水道事業法第 80 条に基づく告知をすることはできない。
- (5) 許可の期間はできる限り短期間でなければならない、如何なる場合も 3 年を超えてはならない。
- (6) 地方自治体は、関係する人々が速やかに許可及びその条件を知らされることを保証し、必要な場合には、許可が特別なリスクをもたらす特定のグループに助言を与えることを保証しなければならない。
- (7) 給水量が 1 日当たり 1,000m³ を超え、又は 5,000 人を超えて給水する場合は、地方自治体は 1 箇月以内に許可の写しを国務大臣に送付しなければならない。
- (8) 地方自治体は、修復活動の進捗をレビューしなければならない。
- (9) 必要であれば、前もって国務大臣の同意を得て更に最大 3 年間にわたる 2 回目の許可を与えることができるが、そうする場合はできるだけ速やかに、国務大臣に対してその理由を添えて許可の写しを送付しなければならない。
- (10) 許可は如何なる時にも廃止又は修正することができ、とりわけ、修復活動のための予定表が実行されていない場合は廃止又は修正することができる。

「第 4 部 告知手続き」

18. 告知

- (1) 人の消費に向けた私設水道が人の健康に潜在的な危険を有する場合、当該規則に基づいて職務を行う地方自治体は、上下水道事業法第 80 条に基づく告知に代わり（同法第 80 条で定義された）関係者に対して当該規則に基づく告知を行わなければならない。
- (2) 告知は、以下でなければならない。
 - (a) 関係する私設水道を明らかにすること。
 - (b) 告知を出す理由を述べること。
 - (c) 当該水道の使用を禁止又は制限すること。
 - (d) 人の健康を保護するために必要なその他の方策を明示すること。
- (3) 地方自治体は、消費者に対して告知を迅速に知らせ、必要な助言を行わなければならない。
- (4) 告知は状況に応じるものとし、何時でも更なる告知により修正されうる。
- (5) 地方自治体は、人の健康に潜在的な危険がなくなり次第、速やかに告知を取り消さなければならない。
- (6) 当該規則に基づいて出された告知に違反すること、又は告知に適合しないことは、義務違反である。

19. 提訴

- (1) 規則第 18 条に基づいて出された告知により不当な扱いを受けた者は、告知の送達から 28 日以内に微罪裁判所（magistrates' court）に提訴することができる。

(訳注：参考) 微罪裁判所 (magistrates' court) について
<http://www.hit-u.ac.jp/hq/vol002/pdf/002-04.pdf>
http://www.australia.or.jp/files/aib/AAF2008_legal_j.pdf

- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) (省略)

20. 罰則

- (1) 規則第 18 条に基づいて出された告知に適合することができない者は、以下に服する。
 - (a) 即決判決においては、法定限度内の罰金又は 3 ヶ月を超えない期間の禁固、又は両方
 - (b) 起訴による有罪においては、罰金又は 2 年を超えない期間の禁固、又は両方
- (2) (省略)
- (3) (省略)

「第 5 部 雑則」

21. 手数料

スケジュール 5 は、手数料を定めるものである。

22. 廃止

1991 年私設水道規則は、イングランドにおいては廃止する。

スケジュール 1 ～スケジュール 5 (省略)

(文責) センター常務理事兼技監

安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC 水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記まで E-メールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー (第58号以降) は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h22.html>